

小森田秋夫編『市場経済化の法社会学』を読んで

佐藤 岩夫

1

本書は、かつて計画経済を採用していたロシア・東欧・中国などの国々で現在進行しつつある「市場経済化」という現象について「(比較)法社会学」という角度からアプローチする5人の研究者の共同執筆の作品である。

編者である小森田秋夫の「はしがき」に続いて、まず第1章「取引法における社会主義の遺産」(伊藤知義)は、新ユーゴスラビアの不動産取引に関する立法と判例を素材として、社会主義体制期から脱社会主義への移行のプロセスにおける法制度の変化の様相を分析し、あわせて、民族問題の激化が、不動産取引法の市場経済化のプロセスに複雑な影を落としていることも指摘している。

第2章「ポーランド国民投資基金法の成立過程」(小森田秋夫)は、国有企業の私有化の基本モデルとして<戦略的投資家モデル><従業員集団モデル><全市民モデル>の3つを指摘した上で、ポーランドにおいて<全市民モデル>の立場にたつ国民投資基金法が構想・修正・実現されていくプロセスを克明に分析する。そこでは、市場経済化のプロセスにおける国際的要因の重要性も明らかにされている。

続く第3章と第4章はロシアを対象とする。第3章「ロシアにおける住宅の商品化と住宅保障」(篠田優)は、ロシアにおける住宅改革(住宅の私有化)のプロセスを跡付け、そこに働く商品化の論理を解析した上で、この住宅改革が国民の住宅保障の観点からは大きな問題をかかえていることを明らかにし、第4章「ロシアにおける報道の自由の展開」(阿曾正浩)は、報道の自由の展開をめぐる「国家の論理」と「資本の論理」の複雑な絡み合いを分析し、ロシアのマス・メディアが置かれている困難な状況を浮き彫りにしている。

最後の第5章「中国における市場化による『司法』の析出」(鈴木賢)は、政治と経済を切り離し後者における市場経済化を進める中国における民事司法の現状を分析し、市場経済化に伴う民事訴訟の量的・質的变化が、中国における伝統的な司法観の見直しを迫り、ひいては政治体制の基本原理の問い直しにまでつながる可能性を指摘する。

ところで、評者は法社会学を専門としているが、旧社会主義国(中国は「現」であるが、以下、便宜的に「旧社会主義国」と略記する)の市場経済化という本書の主題それ自体については専門知識

をほとんどもたず、また、その前史ともいうべき社会主義法やあるいはロシア・東欧・中国各国法についてもまったくの門外漢である。したがって、本書の内容をそこで記述されている事実の正確さや論証の妥当性という観点から内在的に評価することは、評者のなしうところではない。しかし他方で、本書は、その表題に明示されているように、1つの「法社会学」の作品であり、そのようなものとして本書は、評者にとっても大変興味深いものであった。旧社会主義国の市場経済化という文字通り歴史的な意義をもち、法の理解にとっても重要な出来事について明確に法社会的なアプローチを標榜する研究書が刊行されたことを、法社会学の研究に携わる1人として率直に喜びたい。しかし、その半面で、本書を法社会学の研究書として見た場合に、そこに若干の気になる点がないわけでもない。そこで、本書各論文の具体的な内容については別の機会にしかるべき専門研究者によって適切な評価が行われるであろうことを期待しつつ（また、本来なされるべきそのような作業を本書評では行いえないことについて執筆者諸氏のご海容を予めお願いしつつ）、以下では、主として本書の法社会学研究としての側面に焦点を合わせて若干の検討を試みたい。

2

まず本書が市場経済化の「法社会学」として構想された理由を、編者の小森田の「はしがき」に即してたどっておこう。小森田は、「はしがき」の中で、かつて計画経済を採用していた旧社会主義諸国における市場経済化がきわめて広い範囲で従来の法システムのあり方に変化を迫っていることを確認した上で、市場経済化に適した法制度の整備がすべての領域で一様に進んでいくものではないことに注意を促す。「何を、どのような順序で取り上げ、どのように制度設計をするかという選択の問題」が、そこにはあるからである。もちろん、このような選択という契機は、およそあらゆる法制度の設計・整備・変更にはつきものではあるが、しかし、小森田は、旧社会主義国で現在進行中の市場経済化のプロセスでは、この「選択」がとくに問題となるいくつかの事情があることを指摘する。第1に、そこでは、市場経済化に適した法制度の整備という課題が、グローバル化する市場経済という環境のもとで極度に圧縮された時間的射程の中で進められなければならないこと、第2に、それが人々の間の利害関係の大規模な再編を伴うこと、第3に、各国における基礎的な法的インフラストラクチャーの整備の度合いによって市場経済化に適的な法制度の整備という課題の困難さには相違が生じることである。

小森田によれば、「これらすべての事情は、市場経済化についての法学的研究が、法整備支援という場面で必要とされている実用法学的アプローチとならんで、あるいはそれにも増して、法社会的なアプローチを必要としていることを示している」（「はしがき」5頁）。

そしてこれに続けて、この法社会的アプローチの具体的な課題が次のように確認されるのである。「法の整備をめぐるアジェンダ設定と制度設計を、法政策の決定過程の問題としてとらえ、そこに入力されている国内的・国際的諸要因を明らかにすること、特定領域における法の変化が引き起こす問題の（しばしば予期せぬ）連鎖的な広がりを見極めること、新たな法制度にたいする社会の応答を分析して意図と結果との整合性を認識し、そこにズレがあればその利害関係的要因や法文化的要因を検出すること、市場経済化という体制移行期における複雑な法現象の中の、不

可避的なものと一定の選択の幅を許すもの、長期的な意味を持つ変化の兆候と思われるものと短期的・流動的な困難や混乱と見なすことのできるもの、市場経済化を経験しつつある諸国に共通したものと国ごとに異なる個性的なもの（そしてその個性が生じる理由）、を識別すること——これらが『市場経済化の法社会学』の課題の一端である」（「はしがき」5頁）。

見られるように、ここで問題とされているのは、市場経済化に対応してどのような法制度が整備されるべきかという規範的な問題ではない。小森田が目にするのは、市場経済化に伴う法制度の整備のプロセスにおいて、どのような現実が生じているのかということである。そしてその際、小森田が目にする現実とは、単に、どのような法制度が実現され、あるいは実現されなかったのかということだけではない。それにもまして重要なのは、ある法制度が実現されあるいは実現されなかったかとするればそれはいかなる要因によるのか、ある法制度が実現されあるいは実現されなかった結果として社会にはどのような変化が生じたのか（あるいは生じなかったのか）、そのような社会の反応はさらにその後の法の展開にどのような影響（反作用）を及ぼしていったのか、そしてそれら一連のプロセスは現在進行中の市場経済化にとってどのような意義を持っているのかという、広く「法と社会」の関係に関わる諸問題なのである。このように、市場経済化に対応する法制度整備について、直接に規範的な評価や提言を行うのではなく、それを一個の社会現象として観察し、しかもそこに動く諸力やさまざまな出来事の因果的な連鎖を広く「法と社会」という観点から分析しようとしている点に、本書が法社会学研究をめざしていることの意図がよく現れている。

3

そして、「はしがき」に示されているこのような意図は、本書の全体を通じてかなりの程度達成されているといえるであろう。本書の各論文は、市場経済化の進行という現実社会の動きの中で法がどのように動き、どのような方向へと展開しつつあるのかを、政策文書や議事録、判例、世論調査、各種の統計資料、さらには独自のインタビューの結果など、多様なデータに基づいて実証的に明らかにしている。そこでは、「市場経済化と法」という主題についての各国各領域の多様な展開が詳細に明らかにされており、その点で、本書は充実した成果をあげている。

しかしその一方で、本書を法社会学研究として見た場合に、その分析にやや物足りなさを感じる部分もないわけではない。ここでは2点を指摘しておきたい。

その1つは、本書の各論文で明らかにされた各国各領域の展開がどのような理論的意義を持っているのかについての分析が必ずしも十分ではないと感じられる点である。各論文の細部にわたる問題は別としても、たとえば、本書では、ユーゴの不動産法、ポーランドの国有企業の私有化、ロシアの住宅保障および報道の自由、中国の司法についてさまざまな事実が明らかにされているが、それらの各事例の意義は、「市場経済化と法」という本書の主題に照らしてどのようにとらえられるのであろうか。あるいは、本書を通じて明らかにされている旧社会主義国の市場経済化とそこでの法の展開は、全体としてどのような特徴を帯びているといえるのであろうか。少し視野を広げていえば、それは、同じく現在進行中の、しかし必ずしも純粋の計画経済を経験したのではないアジア・アフリカ・中南米諸国における市場経済化の進行に伴う法の展開と、いかなる共通点

あるいは相違点を持っているのであろうか。総じて、旧社会主義国における市場経済化とそこでの法の展開は、「法と社会」に関するわれわれの知識にいかなる知見を付け加えているのであろうか⁽¹⁾。

これらの点がより明確に示されていたならば、本書は、法社会学研究として一層魅力的なものとなったと思われる。評者の考えによれば、法社会学研究の遂行すべき課題は、現実の社会の中である具体的な法（法規範、法制度、法行動）が持っている特徴を、事実に即して解明するという実証的な作業にあるとともに（それが重要であることはいうまでもない）、そのような特徴が生じている理由を説明し、あるいは、そのような特徴が持っている社会的・歴史的意義を明らかにする理論的作業も重要な課題であるからである⁽²⁾。

さて、評者が本書の分析にやや物足りなさを感じたもう1つの点は、「比較」の問題に関わる。つまり、本書ではせっかく複数の国が取り上げられ、「比較法社会的な研究」（「はしがき」7頁。強調は原著者）と位置づけられているにもかかわらず、この「比較」が必ずしも十分には生きていないと感ぜられるのである。本書が「比較」法社会学研究として成功しているかどうかという問題は、法社会学における「比較」の意義をどのように考えるかという問題と関係しているが、この点は本書の評価にとって重要な問題であるとともに、評者自身にとっても関心のある論点であるので、試論的ではあるがやや詳しく検討してみよう。

4

法社会学にとって「比較」という方法がどのような意義を持つかについては専門法社会学者の間でも必ずしも定まった立場があるわけではないが、かねて評者が関心を持っている比較歴史社会学（comparative historical sociology）の議論⁽³⁾を参考にするならば、法社会学が自覚的に「比較」という方法を用いる研究には3つのタイプが考えられる。

第1は、ある法現象に関する一定の理論モデルや理論仮説の妥当性を検証するために複数の事例を利用するタイプの比較研究である（仮に「理論検証型」とよんでおく）。ここでは、まず問題となっている主題について一般的な理論モデルや理論仮説を明確化し、精緻化する作業が行われた後、それを複数の事例（それはなるべく広範囲で多様なものであるのが好都合である）に適用し、予め構築された理論モデルや理論仮説がそれらの事例に当てはまることを論証することによって、それらの理論モデルや理論仮説の「正しさ」を確認するという手順がふまれることになる。

第2は、これとは対照的に、法現象の各事例の固有の特徴を浮き彫りにするために複数の事例の比較を行うタイプの研究である（「事例解釈型」）。第1の理論検証型の比較研究では、ある理論がどの事例にも同じように適用できることを論証しようとして複数の事例が利用されるのに対して、第2のタイプでは、各事例の固有性を明らかにすることが比較の目的となる。一般に、法学の分野で比較の方法が用いられる場合には、このタイプの研究が念頭におかれることが多いであろう⁽⁴⁾。ところで、ここで注意しなければならないのは、このような比較を実り多い形で行うためには、漫然と各事例の叙述がなされるのでは足りず、複数の事例の比較の手がかり（参照点）となる明晰な主題や概念、あるいは「理念型」が用意されなければならないことである。明晰な主題や概念、あるいは理念型は、各事例の違いに対する感受性を高めるための理論的装置であって、そのような

主題、概念、理念型を彫琢する努力が行われているかどうか、単なる複数の事例の並列的記述と複数の事例の意味のある「比較」との間を分けることになる。

比較法社会学の第3のタイプの研究は、法現象の因果関係を分析する目的で複数の事例の比較を行う研究である（「因果分析型」）。ここではある法現象が観察されることを前提に、そのような現象が生じたのはなぜかという問いが比較の出発点となる。その作業の目的は、Yという法現象（従属変数）を生じさせたXという要因（独立変数）を確定することであるが、その際、単にXとYとの間の因果関係が説明されるだけでは足りず、Zというほかの要因（第3変数）がYという結果をもたらしたのではないことも確定されなければならない。このような変数のコントロールは、「実験」を行いうる自然科学とは異なり、社会科学の領域では一般的に困難であるが、この変数をコントロールしたのと同じ効果をもたらしうるのが「比較」である。その具体的な方法はこうである。①たとえば、(a、b、c、x)という条件を持つ[事例1]でyという現象が観察される場合に、それがa、b、c、xのいずれの要因によるものであるかは[事例1]だけを観察していたのでは容易には確定できないが、これを(d、e、f、x)という条件のもとで同じyという現象が見られる[事例2]や(g、h、i、x)という条件のもとでこれもyという現象が見られる[事例3]と比較し、そこに共通の要素xを発見することによって、yを生じさせたのはxであるという因果関係を推論することができる。②同様に、(a、b、c、x、y)という条件が観察される[事例1]と(a、b、c、not x、not y)という条件が観察される[事例2]を比較し、この2つの事例に全体としての類似性(a、b、c)が見られるにもかかわらず(x、y)と(not x、not y)という決定的な差異が存在することに注目し、[事例1]でyという現象が生じ、[事例2]でyという現象が生じなかったのはxという要因が存在するかどうか依存していること、つまり、yを生じさせたのはxだという因果関係を推論することもできる⁽⁵⁾。このような意味で、「比較」は、ある法現象がいかなる要因によって生じたのかの因果関係を分析する有力な手段となるのである。

もちろん以上の3つのタイプの研究は実際にはその境界はかなり流動的であるし、また意図的に複数の方法を組み合わせることも可能であるが、さしあたり法社会学における「比較」の意義を整理する上では便宜であろう。これを本書の主題である「市場経済化と法」にひきつけていえば、市場経済化と法の関係について何らかの一般的な理論モデルや理論仮説（まったくの思いつきであるが、たとえば、〈市場経済化は司法の役割を増大させ、西洋型の司法の定着を促す〉とか、あるいは、〈市場経済化に伴う法制度の変化の経路に決定的な影響を与えるのは国内的要因よりもむしろ外資への依存という国際的要因である〉）を構築し、それをユーゴ、ポーランド、ロシア、中国その他の事例に適用して当該理論モデルや理論仮説を検証しようとするのであれば、それは第1のタイプ（理論検証型）の比較研究に属する。他方、第2のタイプ（事例解釈型）の比較研究をめざす場合には、たとえば、国有企業の私有化についての3つの基本モデル（小森田論文）やマス・メディアに関する「市場モデル」と「信託モデル」（阿曾論文）といったモデルを利用して各国における法制度の展開に見られる固有の特徴を浮き彫りにすることや、「裁判官の独立」（鈴木論文）という概念を指標として各国における司法制度の変容の固有の特徴を浮き彫りにすることがすぐに思いつく。さらに、市場経済化に伴うある問題（たとえば国有企業の私有化）について、ある国（たとえばチェコやポーランド）ではあるモデル（〈全市民モデル〉）が採用され、他の国ではそうで

はなかったとするならばそれはなぜかという問題や、あるいは、市場経済化の過程で各国における「裁判官の独立」や西洋型の司法の定着の度合いに違いが見られるとするならばそれはいかなる要因によるのかという問題を、各国の政治的・経済的・社会的要因にまで遡り、上にのべたような手法に基づいて因果関係を解析することは、第3の因果分析型の比較研究として大変興味深い試みである。いずれにせよ重要なのは、法の比較社会学的研究を有意義に行うためには、いかなる目的で（別言すれば何を明らかにするために）「比較」という方法を用いるのかということに十分自覚的である必要があり、そしてそのような目的にふさわしい比較研究の枠組みをデザインする必要があるということである。

本書では、市場経済化の過程における法制度整備の各国各様の多様な展開が明らかにされており、上記の分類であれば、各事例の個性に着目する第2のタイプの研究に近い発想で構想されているといつてよいであろう。ただ、上でのべたように、この方法をとる場合に重要なのは、各事例の叙述もさることながら、各事例に見られる特徴がどのような意義を持っているかを明らかにすることであり、そのような各事例の特徴を浮き彫りにできるような明晰な指標が設定されなければならない。この点で、本書の各章は、それぞれ独立性が高く自己完結的である結果、他の事例との比較の中でそれぞれの事例の固有の意義が十分に解明されることには必ずしもなっていない印象を受ける。そしてその大きな理由は、本書の各章の主題が、それぞれ、不動産法、国有企業の私有化、住宅保障、報道の自由、司法と異なっており、その結果、それらの各事例を貫く比較の指標が設定されていない（設定しにくい）からであろう（もちろん、「市場経済化」が各研究を貫く共通の関心であるが、それは、各事例の固有性を浮き彫りにする指標としては一般的にすぎよう）。市場経済化にとって重要性を持つ主題のいずれか（本書で扱われている不動産法、国有企業の私有化、住宅保障、報道の自由、司法はいずれもそのような重要性を持つと考えられる）を各国に共通の問題として取り上げ、それにふさわしい明晰な指標に基づいて比較が行われたならば、各国の法の展開の持つ固有の意義は一層明確になったのではないかと思われる。

もちろん、法社会学全体を見渡しても、このような「比較」という方法の持つ意義を十分に自覚した研究は、必ずしも多くはない。その意味で、比較法社会学という研究分野それ自体が今後の本格的な取り組みを待つ分野であり、またそれは評者自身の課題でもあるが⁶⁾、本書で扱われている主題の中にもそのような比較法社会学研究にとっての豊かな可能性が存在しているように思われる。市場経済化の比較法社会学研究に向けての「第一歩」（「はしがき」）として位置づけられる本書の刊行を機縁として、今後この領域での比較法社会学研究が進展し、法社会学にとって重要な知見がもたらされることを期待したい。

注

- (1) たとえば、評者が個人的にもっとも関心を引かれたという意味で一例をあげれば、市場経済化が司法の機能の変容をもたらしつつあるとの鈴木論文（第5章）の分析結果は、近代資本主義が西欧における合理的で計算可能な法（司法）の発展を促したとする、かのM・ヴェーバーのテーゼを想起させるが、現在中国で進行中の展開は、ヴェーバーによれば「普遍史的意義」をもつとされるこの展開（法の合理化）の一例証ということになるのか、それともやはり中国の伝統のなかに埋め込まれた固有の展開であるのか

といった問が思い浮かぶ。

- (2) 程度の差はあれ、このような理論志向性を持つことが、いわゆる「法事実研究」から(固有の)法社会学を区別するメルクマールであるといえる。
- (3) さしあたり、Skocpol (1985 = 1995)、とくに第11章、Skocpol and Somers (1980)を参照。
- (4) 法社会学の領域からの最近の例として、たとえば「比較法社会学」を提唱する広渡(2000)は、その課題を「諸『問題』における法の比較を通じてある法秩序の固有性を探索しようとするものである」と定式化している。これは評者の分類で言えば、「事例解釈型」のタイプに対応するといえよう。付言すれば、このような各法秩序(各事例)の固有性の探索という課題が比較法社会学(比較法社会学論)の最も重要な課題であることはまちがいないが、法社会学における「比較」の用い方にはもう少し幅広い可能性があるのではないか(とくに、後で述べる「因果分析型」は「事例解釈型」とならぶ今後の有望な研究方向の1つではないか)というのが、評者のさしあたりの感想である。
- (5) 本文で述べた①と②の因果分析法は、スコチポルが、J・S・ミルの議論を援用して、それぞれ「一致法」「差異法」として論じたものである(Skocpol 1985 : 379 = 1995 : 352)。

一致法

事例1	事例2	事例3	
a	d	g	全体にわたる差異
b	e	h	
c	f	i	
x	x	x	決定的な類似性 ($x \rightarrow y$ の因果関係)
y	y	y	

差異法

事例(肯定的事例)	事例2(否定的事例)	
a	a	全体にわたる類似性
b	b	
c	c	
x	not x	決定的な差異 ($x \rightarrow y$ の因果関係)
y	not y	

- (6) 評者自身の法の比較(歴史)社会学的研究のささやかな試みとして、佐藤(1999)。利害調整的性格が際立って強いという日本の借家法の特徴をイギリス・ドイツ両国の事例との比較を通じて明らかにしようとするものであるが、そこでは、「住宅政策イデオロギー」と「法の(政策に対する)自律性」という2つの変数の組み合わせを比較の指標として設定し、これによって日英独3ヶ国の法制度の展開の固有性を浮き彫りにすることに留意するとともに、この組み合わせのパターンが独立変数として各国の借家法の

利害調整的性格の強さの違い(従属変数)を説明できるよう比較研究の枠組みを設計した。その意味で事例解釈型に因果分析型を組み合わせた形になっているが、現時点では、もう少し洗練性を高める余地があったと感じている。

参考文献

- 佐藤岩夫(1999)『現代国家と一般条項——借家法の比較歴史社会学的研究』(創文社)
- 広渡清吾(2000)「法の比較についての方法的考察——『比較法社会論』のために」東京大学社会科学研究所 Discussion Paper Series, J-97 (大木雅夫教授古希記念論文集『比較法学の展望と課題』(近刊)に掲載予定)
- Skocpol, Theda, ed.(1985) *Vision and Method in Historical Sociology*, Cambridge UP. (シーダ・スコチポル編著『歴史社会学の構想と戦略』小田中直樹訳、木鐸社、1995年)
- Skocpol, Theda, and Somers, Margaret (1980) “The use of comparative history in macrosocial inquiry,” *Comparative Studies in Society and History* 18, 174 – 197.

(有信堂、2001年1月10日、本体定価4,600円)